

## おつかい便アプリ出店者利用規約

### 第1条（利用規約の適用）

1. おつかい便アプリ利用規約（以下「本規約」とする。）は、「株式会社かま」（以下「当社」とする。）が提供する「おつかい便アプリ」のサービス（以下「本サービス」とする。）利用にかかわる一切に適用される。

### 第2条（定義）

1. 「ユーザー」とは当社が提供するアプリケーションを利用する者及び出店者の商品を購入しようとする者をいう。
2. 「出店」とは出店者が本契約の内容に同意し、当社の提供するアプリケーション上で自己の商品をユーザーに対して販売する目的で自己の情報及び商品の情報を掲載することをいう。
3. 「出店者」とは第3条に定める申込を行い、当該申込の承諾を当社から得たもので、アプリケーション上に情報が掲載される者をいう。
4. 「配達パートナー」とは、配達パートナーとして本サービスに登録する者であって、本サービスを利用することにより、ユーザーへの商品の配達その他付帯するサービスの提供を出店者から直接受託する者をいう。
5. 「開発パートナー」とは当社が提供するアプリケーションの開発業者及び開発に携わる有識者をいう。

### 第3条（申込）

1. 出店を希望する者（以下「出店希望者」という）は、本契約に同意したうえで、当社所定の方法により当社に対し申込を行わなければならない。なお、申込にあたって、出店希望者は自身がアプリケーションに出店するために必要な法令上の手続き（食品営業許可申請等商品の提供に必要なものを指すがこれに限らない）を完了していることを保証するものとする。
2. 出店希望者の出店にあたっては、申込に対する当社の承諾が必要なものとする。以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、出店希望者の申込を拒絶することができるものとする。なお、当社が出店希望者の利用申込みを承諾した時点で、当社との間で本契約に基づく本アプリケーション利用契約（以下「本契約」とする。）が成立するものとする。
  - (1) 出店希望者が虚偽の事実を申告したとき
  - (2) 本サービスの提供が技術上困難なとき
  - (3) 出店希望者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
  - (4) 利用契約に反する行為があったとき
  - (5) 当社の業務の遂行に支障があるときその他当社が不適当と判断したとき

#### 第4条（利用解約）

1. 出店者は出店及びアプリケーションの利用を停止する日の30日前までに当社に対して解約の申し入れを書面又は電子メールで行うことによって本契約を解約することができるものとする。
2. 出店者は解約の申し入れを行った後、当社が出店ページを削除し利用を停止するまで本契約によって義務付けられる出店者の義務を履行しなければならない。
3. 当社は出店者から申し入れがあった解約日に出店ページの削除等の手配をするものとする。
4. ユーザーからの注文で解約日以降の配達がある場合、原則出荷を行うものとする。ただし、出荷が難しい場合は、ユーザーとの協議の上、アプリからキャンセル等の手続きを行うものとする。
5. 出店者は、解約日後に出店で利用した備品（のぼり、登録店シール等）の撤去を行わなければならない。
6. 本契約を解約する場合、出店者は、当社に対して諸費用残債について一括で支払うものとする。
7. 当社は出店者に対して出店者の利用を停止又は本契約を解約することができるものとする。かかる利用停止又は解約に起因して出店者に何らかの損害が生じた場合であっても、当社は、出店者に対し、何ら責任を負わないものとする。

#### 第5条（届出事項）

出店者は、第3条の申込に際し、以下の事項をあらかじめ当社に届け出るものとし、届出後に以下の事項に変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は出店者の負担とする。

ア. 商号（屋号）、代表者名及び住所

イ. 出店についての責任者（以下「管理責任者」という）の氏名、当社からの連絡を遅滞なく確認できる電子メールアドレス、電話番号その他当社所定の事項

ウ. その他当社が指定する出店者の業務に関する事項

#### 第6条（納入を知らせる方法）

1. 出店者は、本アプリケーションを利用するために必要なハードウェアおよびネットワーク並びに当社が推奨する環境等の設備を、自己の責任と負担により調達しなければならない。
2. 出店者は出店者専用のアプリケーションをインストールする端末を用意し、当該端末に当該アプリケーションをインストールするものとする。
3. 出店者は注文が常時確認できる状態に前項の端末をセッティングするものとする。注文の見落とし、商品の内容の誤り等は出店者の責任とし、当社は一切の責任を負わないものとする。

する。

#### 第7条（出店ページの開設）

1. 出店者は、本契約成立後、出店ページに自己の情報及び商品の情報を掲載する。また、自己の責任で出店ページの管理、編集を行うものとする。
2. 出店者は、出店ページに掲載する加盟店情報が第三者の権利を侵害するものではないこと及び同情報に虚偽・不正確・誤認される表示等がないことを保証するものとする。
3. 出店者は、当社に対して、本サービスの運営・提供・広告宣伝に必要な範囲で出店者情報を使用することを許諾するものとする。

#### 第8条（当社に対する権限の付与）

出店者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行う権限（これを当社が第三者に付与する権限を含む）を当社に対して付与する。

- (1) 出店者の配達パートナーに対する商品の配達委託にかかる契約締結の仲介
- (2) 配達パートナーに対する、出店者および商品の調理・配達状況等に関する情報の提供
- (3) 商品を注文したユーザーに対する、出店者の情報、商品の配達状況等に関する情報、ならびに出店者が指定した配達パートナーに関する情報その他、本アプリケーション上でユーザーに供される各種情報の提供
- (4) 出店者から配達パートナーに対する連絡の取次ぎ
- (5) ユーザーからの商品の商品代金および配達手数料の回収、および商品の代金に関する領収書または請求書の発行
- (6) 出店者が配達パートナーに対して行うべき、配達業務の対価の支払い
- (7) 本サービスにおいて、ユーザーから収集した情報は、サービスの改善、統計分析、新規企画、最適なサービスの提供を目的として、当社および開発パートナーが利用する

#### 第9条（商品の売買契約の成立）

1. 出店者は、ユーザーにより本アプリケーション上で商品の注文がなされ、この注文を承認しようとする場合、本アプリケーション上で承認の操作を行うこととする。承認した時点をもって、出店者とユーザーとの間に、商品の提供および配達に関する契約が成立する。
2. 出店者は、商品を提供し配達する単独の責任を、ユーザーに対して直接負担する。
3. 本サービスは、商品の提供・配達を仲介するプラットフォームサービスであって、当社は商品の運送サービスを提供するものではなく、商品の注文に対して配達パートナーが確保されること、および商品がユーザーへ配達されること（適正または適法に配達が行われることを当然に含む）について何ら保証するものではない。

## 第 10 条（商品の購入代金）

1. (1)ユーザーが商品の提供・配達を受けるために支払うべき対価（以下「購入代金」という）は、商品の商品代金、および配達手数料により構成される。

(2)ユーザーは、上記第(1)項にいう購入代金を、商品が配達された時点で配達パートナーに支払うものとする。

## 2. 商品に関する責任

本サービスは飲食品の製造・販売および商品の運送サービスを提供するものではない。商品の提供および配達に関する一切の責任（商品の品質および安全性、配達中の損傷および経時劣化、適時・適正な配達の完了、適用ある一切の法令等の遵守を含むがこれらに限らない。）は、出店者がユーザーに対して自ら責任を負うものであり、原則として当社は何ら責任を負うものではない。

## 第 11 条（商品の引渡しの完了）

出店者は、ユーザーとの間で売買契約が成立した商品を、アプリケーション上で指定された時間までに、出店ページにおいて引渡し場所として定めた店舗に用意するものとする。アプリケーションを通じて注文を受領した配達パートナーが、出店者の店舗で該当の商品を受け取ったとき、引渡しが完了するものとする。

## 第 12 条（利用料金）

1. 本アプリケーションの利用料金は「おつかい便利用料金」であり、本サービスの注文 1 回につきかかる料金のことである。おつかい便利用料金は本アプリケーションの出店者用のホームページに公開している資料に記載しているものを最新とする。

2. 理由の如何を問わず、利用料金の返還は行わない。

3. 当社は、当社の判断により利用料金を変更する場合、遅くとも当該変更の効力が発生する日の 3 ヶ月前までに、出店者に対して通知するものとする。

## 第 13 条（キャッシュレス決済）

出店者は、本アプリケーションでの代金の支払い方法として利用者がキャッシュレス決済を使用することを許諾するものとする。キャッシュレス決済にかかる手数料は、出店者負担とする。

## 第 14 条（支払い）

1. 売上締め日は毎月月末とし、その月の取引終了時点として扱うものとする。発生した取引は当該月末までに確定し、原則翌月 10～15 日ごろを目途に当社から出店者の口座に振込処理を行うものとする。振込手数料は出店者の負担とする。

2. 当社は、本規約で定める売上締め日に基づき請求書または精算書を本アプリケーション

上に発行する。

#### 第 15 条 (キャンセル)

1. 本アプリケーションでは、売買契約成立後、配達日から 3 日前の正午まではユーザー向けアプリケーションによるキャンセルを受けつけることができるものとする。
2. 本アプリケーションでは、売買契約成立後、配達時間 2 時間前まで出店者によるキャンセルができるものとする。
3. 当社は、キャンセルの理由を選別し、キャンセル時の責任の所在を確定することができるものとする。当社は、キャンセル理由の選別等を行うにあたり、出店者に対して、当社指定の情報や資料の提供を求めることができ、出店者は速やかにこれに応じるものとする。
4. 注文に関するキャンセルパターン、キャンセル時の商品等代金、配達代行手数料及びその他一切の費用の取扱いは、別途当社が定めた場合を除き、【別紙】「キャンセルパターン表」の記載のとおりとする。なお、当社は、キャンセルパターン表に記載のない費用の負担を行わないものとする。

#### 第 16 条 (クレームの処理)

1. 出店者は、出店者が制作したコンテンツ、出店者の店頭でのサービス及び引き渡した商品等に関する第三者からの問合せ、クレーム等について、自己の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。
2. 出店者は、出店者が制作したコンテンツ、商品等に関して第三者から損害賠償請求、その他提訴を受け、又はそのおそれがある場合、直ちにその旨を当社に通知し、出店者は自己の責任と費用負担によりこれを解決するものとする。この場合、当社が損害を被ったときは、出店者はこれを当社に賠償するものとする。
3. 出店者は、当社に対して前項の通知をした場合に当社が当該通知の内容に関して追加の情報提供を求めた場合は、速やかに応じるものとする。

#### 第 17 条 (払戻し)

出店者は、当社が、自らの合理的な裁量に基づく判断（ユーザーからの問合せ、クレーム等の有無にかかわらず。）により、ユーザーに対して商品の代金を返金するとともに、当該注文に関して当社が出店者に対して支払う金額につき減額または返金を求める場合があることに同意する。かかる減額・返金の理由は、商品が配達されなかった場合その他、商品の提供・配達に重大な過誤が生じた場合を含むがこれらに限らない。

#### 第 18 条 (個人情報の取扱)

1. 当社および出店者は、本サービスの利用に関連して取得または開示を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他適用ある一切の法令、指針、ガイドライン等

に基づいて適正に取り扱うものとする。

2. 当社による個人情報の取扱については、前項のほか、別途当社が定めるプライバシーポリシーの定めるところによる。
3. 前項にかかわらず、本アプリケーションの利用にかかる契約が終了した場合には、その時点をもって本規約に基づく契約も終了する。

#### 第 19 条（不正利用への対応等）

1. 出店者は、自己の責任において、取引の安全性の確保に努め、当社が推奨する不正利用の防止措置を講じる等により、不正利用の防止に協力するものとする。
2. 出店者は、注文を行ったユーザーが当該ユーザー本人以外であると疑われる場合または注文の申込み等において明らかに不審と思われる場合は、当該注文の承認又は商品の提供を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとする。
3. 当社は、出店者とユーザーとの売買契約において、当社所定の調査により不正利用が発生しているまたはそのおそれがあると判断した場合、出店者に対して商品の引渡しまたは提供を停止することを求めることができるものとし、出店者は当該求めがあった場合、直ちにこれに応じるものとする。
4. 出店者は、不正利用が発生した場合は、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、実施する。また、出店者は、遅滞なく、当該調査の結果および策定した計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを当社に報告するものとする。

#### 第 20 条（調査協力等）

1. 出店者は、当社が出店者に対し業務内容、本アプリケーションの利用状況、商品の内容または売上処理の内容等、当社が必要と認めた事項に関して調査、報告または資料の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとする。
2. 出店者は、当社が法令に基づく報告等を行うにあたり必要な情報その他法令で報告が義務付けられた事項の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとする。
3. 当社は、出店者管理のため出店者に対して当社所定の審査を行い、当該審査の結果を必要に応じてカード会社その他の決済手段提供会社に通知するものとし、出店者はこれを承諾するものとする。

#### 第 21 条（営業の確約）

1. 出店者は、出店ページにおいて自ら定めた営業日及び営業時間に従ってアプリケーションを利用し、ユーザーが商品を購入可能な状態を維持しなければならない。
2. 前項に違反する事実が 3 営業日（出店者が出店ページに定めた営業日を基準とする）連続

した場合、当社は、当該出店者の営業状況及びアプリケーション、端末の状態の確認を求められることがある。この場合、出店者は、当社の求めに応じて速やかに状況を報告するとともに、アプリケーションの利用に関して当社からの指導があった場合にはこれに従うものとする。

#### 第 22 条（法令遵守）

出店者は、商品の提供その他アプリケーションの利用に関して、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法及び食品表示法その他適用される法令等を遵守するものとする。

#### 第 23 条（禁止事項）

1. 出店者は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 契約不適合のある商品等の販売や提供を行うこと
- (2) 提供不可能な商品の内容を登録する行為
- (3) 同一の商品について本アプリケーションを利用しない取引と比べてユーザーに不利な商品代金の価格を設定する行為
- (4) 他人になりすまして本アプリケーションを利用する行為
- (5) ユーザーの商品の選定または購入の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (6) ユーザーに対し、商品代金以外の金銭で当社の関知しない金銭の請求をすること
- (7) 消費者契約法第 4 条の規定により消費者契約の取消しが可能であるとされる取引を行うこと
- (8) 知的財産権、パブリシティ権、肖像権、プライバシー権、人格権などの当社もしくは第三者の権利を侵害するまたは当社もしくは第三者の信用を毀損する目的または方法で本アプリケーションを利用すること
- (9) 法令の定め違反する行為又はそのおそれのある行為
- (10) 公序良俗に反する行為
- (11) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
- (12) ユーザー又は第三者の判断に誤解を与えるおそれのある行為
- (13) 当社、他の出店者、ユーザー又は第三者に対し、財産権の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (14) 他のアプリケーション内店舗の宣伝、外部 Web サイトへのハイパーリンク、電話・FAX・電子メールなどを利用したサイト外取引についての優遇措置の表示、その他の方法によりユーザーをアプリケーション外の取引に誘引する行為
- (15) ユーザー又は第三者の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為
- (16) アプリケーションの利用を通じて取得した電子メールアドレスに対し、アプリケーションを介さない方法により広告・宣伝を内容とする電子メールを配信する行為

(17)本契約終了後に、アプリケーションの出店ページの運営に関連し取得したメールアドレスその他のユーザー情報を利用する行為（広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限られない）

(18)アプリケーションと同種又は類似のサービスの提供

(19)当社のサービス業務の運営・維持を妨げる行為又は当社の信用またはイメージを毀損（きそん）する行為

売上の日付、金額その他の事項について不実のデータを作成する行為

(20)アプリケーションに関して利用し得る情報を改ざんする行為

(21)有害なコンピュータプログラム、メール等をアプリケーションに送信又は書き込む行為

(22)サーバその他当社のコンピュータに不正にアクセスする行為

(23)当社が別途禁止行為として定める行為

(24)本契約に違反する行為

2. 出店者は、以下に定める商品等の販売をすることができない。

(1)法令により販売が禁止されている商品等

(2)取引に必要な許認可を得ていない商品等

(3)犯罪を誘発するまたは誘発するおそれのある商品等

(4)第三者の肖像権、著作権、知的財産法、その他権利を不当に侵害するもの、およびそのおそれがある商品等

(5)ユーザーの安全・安心の観点から、著しく不適合と判断される商品の販売

(6)プライバシーの侵害、差別を肯定・助長する可能性が高いと判断される商品の販売

(7)第三者の権利を侵害するおそれのある商品等

(8)当社が別途販売禁止として出店者に通知した商品等

(9)本アプリケーションのイメージに合致しないと当社が判断した商品等

(10)その他当社が取り扱いを禁止する商品等

3. 出店者は、当社から要求を受けた場合、出店者が本契約を遵守しているかを当社が判断するために必要な情報を、速やかに当社に提出するものとする。

#### 第24条（非保証・免責）

1. 当社は、本サービスを現状有姿で提供するものとし、本アプリケーションに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含むが、これらに限らない）がないことを明示的にも黙示的にも保証しない。

2. 当社は、出店者がアプリケーションを利用したことに起因して出店者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わない。ただし、この損害が当社の故意又は重大な過失によって発生した場合はこの限りでなく、この場合、当社は出店者に生じた通常かつ直接の損害に



ついて、この損害が発生した月に出店者が現に支払った利用手数料を上限として、これを賠償する責任を負うものとする。

#### 第 25 条（機密保持）

出店者は、当社の機密情報（当社の顧客、製品、サービス、事業、技術、ノウハウ、アイデア、コンセプト等に関する一切の情報であって、その開示方法にかかわらず、当社が開示の際に秘密である旨を明示したものをいう）を秘密として保持するものとし、法令により開示が義務付けられる場合を除き、当社の書面による事前の承諾なく当該機密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。契約終了後についても、本条に定める秘密保持義務は存続するものとする。

#### 第 26 条（反社会的勢力の排除）

1. 出店者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員又は代理人（以下「関係者」という）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらの者と密接な関わりを有する者若しくはこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2. 出店者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含むが、これに限らない）をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準じる行為

3. 出店者が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、当社は、何らの催告を要することなく本契約を解除して、アプリケーションの提供を中止することができるものとする。かかる解除に起因して出店者に何らかの損害が生じた場合であっても、当社は、出店者に対し、何ら責任を負わないものとする。

#### 第 27 条（解除、期限の利益喪失等）

1. 当社は、出店者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができるものとする。

- (1) 本契約または当社と出店者との間で締結した他の契約に定める義務の全部または一部に違反したとき
  - (2) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
  - (3) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
  - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったときまたは解散（法令に基づく解散も含む）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
  - (5) 資本減少、事業の廃止、休止または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
  - (6) 手形もしくは小切手を不渡りとし、その他支払不能または支払停止となったとき
  - (7) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、当社が本契約を継続することを不相当と判断したとき
  - (8) 法令等に違反したとき
  - (9) 商品または出店者の販売方法に関し、ユーザーもしくは第三者から多数の苦情などが寄せられたときまたは当社が不適切であると判断したとき
  - (10) 当社の信用を毀損したときまたはそのおそれがあると当社が判断したとき
  - (11) 商品や販売方法等に関し、関係官庁による注意または勧告を受けたとき
  - (12) 商品や販売方法等に関し、第三者から権利侵害のクレームを受けたり公序良俗に反したりするなど、本アプリケーションの利用を当社がふさわしくないと判断したとき
  - (13) 出店者の代表者もしくは出店者の指定する担当者と連絡が取れなくなったときまたは出店者の代表者の意思が確認できないとき
  - (14) 出店者が個人の場合において、その個人が死亡し、その相続人が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき
  - (15) 出店者が法人の場合において、その代表者が死亡し、出店者が本契約に定める義務を履行できないと当社が判断したとき
  - (16) アプリケーションのアカウントへ1年以上アクセスしていない場合
  - (17) アプリケーション利用開始後に当社が第3条第2項に定める申込拒否事由があることを知った場合
  - (18) 不正又は不当な目的をもってアプリケーションを利用した場合
  - (19) 当社の責に帰すべき理由によらず、出店者と連絡が取れない場合
2. 出店者が前項各号の一に該当する場合、出店者は、当社に対する全ての債務（本契約による債務に限定されない）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて相手方に支払うものとする。本条に定める契約の解除は、当社の出店者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 28 条 (本契約の変更)

当社は、必要に応じ、本契約を変更できるものとする。出店者は、本契約の変更後に引き続きアプリケーションを利用した場合、本契約の変更に同意したものとみなす。

第 29 条 (協議解決)

本契約に定めのない事項又は本契約の内容について疑義が生じた場合は、当社と出店者は誠意を持って協議解決に当たるものとする。

第 30 条 (準拠法及び合意管轄)

本契約の解釈・適用は、日本国法に準拠し、本契約に係る全ての紛争については、福岡地方裁判所飯塚支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024 年 5 月 日 施行

別紙【キャンセルパターン表】

※ユーザーのキャンセル期限を超えたのちの対応

No.	キャンセル理由	責任所在	精算費目及び精算方法（以下の行為主体はすべて当社とする）			対応方法
			商品代金	配送料	サービス利用料	
1	ユーザーが届け先の指定を誤った 届け先の住所を特定できない ユーザーが不在 ユーザーから商品の代金が支払われなかった	ユーザー	支払えない	支払えない	請求しない	3日以上経過した場合すべてキャンセル ユーザーはおつかい便利用不可 商品は出店者と配送パートナーのやり取りで決める
2	出店者側の理由で集荷できなかった	出店者	支払えない	支払えない	請求しない	出店者とユーザーのやり取りで対応を検討
3	出店者の商品準備の遅れ 商品を届けるのが遅れた (届けられなかった/ユーザーから拒否)	出店者	支払えない	支払えない	請求しない	出店者とユーザーのやり取りで対応を検討
4	商品に間違い・不足・棄損があった	出店者	支払えない	支払えない	請求しない	ユーザーが受け取った場合、出店者が対応する
5	配送パートナーが集荷時間内に現れなかった 配送パートナーの店舗到着が遅れた 配送パートナーが商品受け取り後、注文者に届けるのが遅れた 配送パートナーの事故により配達ができない	配送パートナー	支払えない	支払えない	請求しない	配送パートナーとユーザー又は配送パートナーと出店者のやり取りで対応を検討
6	配送パートナーがお届け先を誤った	配送パートナー	支払えない	支払えない	請求しない	配送パートナーとユーザーのやり取りで対応を検討
7	配送時に商品に棄損があった	配送パートナー	支払えない	支払えない	請求しない	配送パートナーが出店者に商品代金を支払う